

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課	
				問い合わせ先	0568-44-0326	
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		医療法人清友会		代表者名	理事長 板津 孝明	
関係規定	法令	地方自治法第232条の2		条例		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和3年度	補助終了年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)						
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		高齢者施設等の老朽化に伴う大規模修繕等の実施により、防災・減災体制の強化に資するため				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績
		7,730,000 円		0 円		4,876,000 円
		(0 円)		(0 円)		(0 円)
令和7年度予算		0 円				
市の補助金を使って 実施した事業の内容		小規模介護医療院入所者が安全に過ごすことができるよう、外壁、屋上防水の経年劣化による雨漏り、建物の損壊の防止のための修繕を実施。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			- 円	
		うち補助事業全体の経費			26,400,000 円	
		うち補助対象経費			4,876,000 円	
		補助対象経費の内訳			・小規模介護医療院防災改修等支援事業	
					外壁・屋上防水大規模修繕工事 4,876,000 円	
					(26,400,000円のうち4,876,000円が補助対象費)	
補助額の算出方法		補助率、補助額		10/10(定額)		
		補助限度額		15,400,000円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	事業費が減額となったため、差額分(91,000円)は令和7年9月議会で精算。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		防災・減災体制及び施設利用者の安心安全なサービス提供体制の強化が図れた。				
その他参考事項		国交付金(補助率10/10)を事業に要する経費に充て交付を行う。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			- 円	
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			- 円	
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—			

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		介護施設等整備事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課			
				問い合わせ先	0568-44-0326			
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		医療法人清友会		代表者名	理事長 板津 孝明			
関係規定	法令	地方自治法第232条の2		条例				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市介護施設等整備事業費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)								
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		介護施設を整備することで、増加が見込める慢性期の医療・介護ニーズの対応、質の高い介護サービス提供体制の強化となる。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績		
		3,500,000 円		0 円		3,080,000 円		
		(0 円)		(0 円)		(0 円)		
令和7年度予算						0 円		
						(0 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		小規模介護医療院において、1床を2床へ増床できるよう、1居室の内壁や戸口等の整備を実施。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			- 円			
		うち補助事業全体の経費			3,080,000 円			
		うち補助対象経費			3,080,000 円			
		補助対象経費の内訳			・小規模介護医療院整備助成事業			
					改築(床) 3,080,000 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		10/10				
		補助限度額		66,000千円の範囲内で愛知県が定める額				
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	事業終了後に補助するため。			
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		定員規模が6床から12床となり、安心安全で質の高い介護サービス提供体制を整備した。						
その他参考事項		県補助金(補助率10/10)を事業に要する経費に充て交付を行う。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			- 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			- 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					—	

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		介護人材育成等支援補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0326		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人 和顔の輪 ほか8団体		代表者名	代表理事 河村政徳 ほか		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市介護人材育成等支援補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和5年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		ケアマネージャー（介護支援専門員）に関する研修又は試験を受講するための費用を補助することで、市内事業所に勤務するケアマネージャーを確保し、高齢者が安心して過ごせる介護環境の維持に繋げる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算		
		0 円	567,000 円	553,800 円	2,000,000 円		
		(0 円)	(142,000 円)	(149,000 円)	(500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		犬山市内の居宅介護支援事業所を運営する法人（介護サービス事業者）に対し、同法人が負担したケアマネージャーの資格更新研修費用、資格を取得するための試験費用を補助金にて助成。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		—			
		うち補助事業全体の経費		553,800 円			
		うち補助対象経費		553,800 円			
		補助対象経費の内訳		主任介護支援専門員更新研修費用		189,000 円	
				介護支援専門員更新研修費用		351,400 円	
				介護支援専門員実務研修受講試験費用		13,400 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		10/10			
		補助限度額		1人につき10万円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	当初受講を予定していた研修メニューを変更した場合などは変更交付申請となるが、今回は該当なし。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		市内事業所で勤務するケアマネージャー15名が資格を保持し、高齢者が安心して過ごせる介護環境の維持に繋がった。					
その他参考事項		令和5年度より補助制度を創設した。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		老人クラブ連合会助成金	市の担当部課		健康福祉部高齢者支援課		
			問い合わせ先		0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市老人クラブ連合会		代表者名		会長 飯坂 正	
関係規定	法令	老人福祉法第13条 地方自治法第232条の2		条例	－		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市老人クラブ助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	昭和38年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		老人福祉法にもとづき、老人クラブ活動への援助を行うもので、市内では唯一のとりまとめ団体である。					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		老人クラブの活動は、地域貢献等による高齢者の社会参加意識の高揚と生きがい、健康づくり及び介護予防施策として有効なものであり、単位老人クラブによって組織された連合会の活動を補助することで、高齢者の生きがいづくりと介護予防による福祉の増進を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績	
		1,338,460 円		1,481,688 円		1,547,336 円	
		(1,002,460 円)		(1,155,688 円)		(1,221,336 円)	
令和7年度予算							
令和7年度予算							
市の補助金を使って実施した事業の内容		健康づくり事業、教養講座、スポーツ大会等をはじめ、地域における高齢者相互のコミュニケーションやグループ活動、地域貢献活動等、介護予防及び生きがいづくりにつながる各事業。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,077,886 円			
		うち補助事業全体の経費		1,550,698 円			
		うち補助対象経費		1,550,698 円			
		補助対象経費の内訳		スポーツ大会		100,351 円	
				広報活動		280,000 円	
				健康づくり事業		250,865 円	
				女性リーダー活動		122,146 円	
				尾張北地区大学講座		65,000 円	
				特別地域活動		150,000 円	
市老連活動				582,336 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		人数割72円×連合会加入クラブ会員数1,338人=96,336円＋単位老人クラブ割700円×35クラブ×活動月数12月=294,000円＋均等割192,000円＋各事業分965,000円=1,547,336円			
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	5月に予定事業費で支出を行い、団体による実績報告が提出された後、補助額の確定を行うため		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		単位老人クラブより組織された連合会が健康づくり事業、教養講座、啓発活動等を実施することにより、高齢者相互のコミュニケーションを図ることによる地域の活性化及び介護予防、生きがいづくりがなされた。					
その他参考事項		補助事業経費の一部について県補助金を充当。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		160,653 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		－ 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		犬山市単位老人クラブ助成金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市老人クラブ連合会 (連合会加盟の単位老人クラブ(35クラブ))		代表者名	会長 飯坂 正 (下津 秋久 ほか)		
関係規定	法令	老人福祉法第13条 地方自治法第232条の2		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市老人クラブ助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	昭和38年度	補助終了年度 未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		老人福祉法に基づき、老人クラブ活動への援助を行うもので、該当するすべての団体を対象としている。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		老人クラブの活動は地域貢献等による高齢者の社会参加意識の高揚と生きがい、健康づくり及び介護予防施策として有効なものであり、その活性化を図ることで、効果を大きなものとする。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度実績	令和6年度予算
		1,651,473 円		1,490,260 円		1,500,000 円	1,776,000 円
		(983,473 円)		(848,260 円)		(816,000 円)	(1,092,000 円)
市の補助金を使って 実施した事業の内容		各単位老人クラブにおいて、それぞれの地域で奉仕活動、スポーツ活動、友愛活動、清掃・社会奉仕活動などが行われた。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			11,643,052 円		
		うち補助事業全体の経費			1,843,286 円		
		うち補助対象経費			1,843,286 円		
		補助対象経費の内訳			事業費		1,843,286 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		(4,000円×22クラブ+3,000円×11クラブ+2,000円×2クラブ)×12月 =1,500,000円			
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内。			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	5月に予定事業費で支出を行い、団体による実績報告が提出された後、補助額の確定を行うため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		高齢者相互の仲間づくりや生きがいづくりにより老人福祉の増進がなされた。					
その他参考事項		補助事業経費の一部について県補助金を充当。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			3,549,652 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			0 円		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—				

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		犬山市シルバー人材センター運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0325		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		公益社団法人犬山市シルバー人材センター		代表者名	小林 幹和		
関係規定	法令	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条/地方自治法第232条の2		条例	－		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきシルバー人材センターへの援助を行うもので、市内では唯一の団体である。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		高年齢者が能力と経験を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献していく機会を確保することを事業目的とする当法人の運営における人件費を補助することで、地域高齢者の生きがいがづくり及び地域社会の活性化を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算		
		21,679,000 円	22,098,691 円	24,414,034 円	25,194,000 円		
		(21,679,000 円)	(22,098,691 円)	(24,414,034 円)	(25,194,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		女性委員会「スマイルワン」によるイベントの開催、出張説明会など、様々な形態で新規入会者の獲得を図った。また、就業の維持、受注の確保に努めるとともに、派遣による就業など多様な就業形態の開拓に取り組んだ。就業のほかにも、会員同志の交流の場を提供するなどの事業も積極的に展開している。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		261,280,834 円			
		うち補助事業全体の経費		45,075,584 円			
		うち補助対象経費		45,075,584 円			
		補助対象経費の内訳		人件費 45,075,584 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象人件費の内 41,321,550円(職員5人)×1/2=20,660,775円 →20,660,000円・・・① 3,754,034円(次長)×10/10=3,754,034円・・・② ①+②=24,414,034円			
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	人事院勧告に伴う犬山市の給与条例改正に準じて当センターも給与改正したため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		シルバー人材センターの健全かつ効率的な運営が確保され、高齢者の就業や社会貢献の場の充実により、会員が培ってきた知識、経験や技術で地域社会に貢献することができた。					
その他参考事項		特になし					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		31,405,888 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		－ 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有			

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0326		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 紫水会		代表者名	理事長 三輪 誠		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付要綱		要綱	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成13年度	補助終了年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減を行った団体が当該団体のみであったため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割により利用者負担の軽減を行った場合に、軽減額の一部を助成する。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算		
		0 円	1,082 円	21,878 円	35,000 円		
		(0 円)	(1,082 円)	(5,878 円)	(9,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		一定の要件を満たした者のうち、収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人等に対する補助。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		1,442,017 円			
		うち補助対象経費		145,662 円			
		補助対象経費の内訳		介護サービス費、食費、居住費 145,662 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象額に市町村比率(事業者が行う軽減の総額のうち犬山市の割合)15.02%を乗じて算出			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業終了後に補助するため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		生計困難者が介護サービスを利用しやすい環境整備に繋がった。					
その他参考事項		公費負担の内訳(市1/4、県1/4、国1/2) 県の介護保険事業費補助金3/4補助となる					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和6年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和6年度交付分】

補助金の名称		特別養護老人ホーム犬山白寿苑運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課		
				問い合わせ先	0568-44-0326		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 白寿苑		代表者名	理事長 平山 哲了		
関係規定	法令	社会福祉法第58条 地方自治法第232条の2		条例	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例		
	規則等	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則		要綱	犬山市特別養護老人ホーム等運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成8年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		施設敷地の地主に対して賃貸料を負担している法人の事業運営の安定化を図るため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		常時介護を必要とし、在宅生活が困難な人を入所させる特別養護老人ホームの需要は高い水準にあり、重度の要介護者と家族にとって最後のよりどころとして社会的に果たしている役割は極めて大きく、その事業運営の安定化と提供されるサービスの質の維持・向上に資することを目的として補助を行う。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算		
		1,689,577 円	1,587,350 円	1,592,502 円	1,476,000 円		
		(1,689,577 円)	(1,587,350 円)	(1,592,502 円)	(1,476,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		施設の立地する土地8,044.96㎡のうち、個人所有となっている6,009.49㎡(18筆、所有者9名)に対する借地料					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		568,075,817 円			
		うち補助事業全体の経費		497,809,363 円			
		うち補助対象経費		3,389,458 円			
		補助対象経費の内訳		借地料(18筆、6,009.49㎡) 3,389,458 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		借地料3,389,458円×4/5×入所率58.73%=1,592,502円			
		補助限度額		借地料×4/5			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	借地契約の継続中は借地料が固定され、入所率についても前年度9月1日時点で固定されているため。		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		特別養護老人ホームの健全な運営が確保され、要介護の重度化・介護の多様化が進む中、利用者へ提供されるサービスの質の向上が図られる。					
その他参考事項		特になし					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		81,187,066 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		23,256,260 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					有

※令和6年度の実績に基づき作成しています。